平成２９年度第４回　古賀市上下水道事業経営等審議会　会議録

日時：平成２９年８月９日（水）９：３０～１１：５０
場所：市役所　第２庁舎３階　３０２会議室

（開会）

１．会長挨拶

会長　おはようございます。皆さんおそろいですので始めたいと思います。
ただいまから、古賀市上下水道事業経営等審議会の平成２９年度第４回会議を開催いたします。本日、委員８名中全員出席でございますので、会議は成立となります。
早速審議に入りたいと思います。

２．付議事項

（１）第３回審議会の会議録について

会長　（１）第３回審議会の会議録について、すでに事務局から皆さんへ配布されていますので、お読みいただいていると思います。事務局から何かあればお願いします。

下水道課長　承認いただければ、正規の会議録として公表したいと思います。

会長　何か委員の皆さんからご質問やご意見はないでしょうか。

委員　特にありません。

会長　それでは、特にご意見はございませんでしたので、前回の会議録については、承認されたということで、こちらで公表をお願いします。

（２）下水道使用料の改定について

会長　それでは、（２）下水道使用料の改定についてです。これで会議は４回目になりますけれども、今日ある程度案をまとめていただいて、次回には、それについて審議をして、大きな訂正がないような形でまとめていきたいと思います。今日の内容を事務局でまとめて、次回には大きな数字や考え方の訂正はないようにしていかなければ、なかなか前に進みませんので、表現上の訂正はあると思いますが、今日９割がたのところまで、皆さんの忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。事務局から説明をお願いします。

下水道課長　資料４－２をご覧ください。この資料は、前回会議資料３－２のＰ１０の改訂版です。改定率算定の基礎となる使用料収入について、前回資料では平成２８年度のものをベースとしておりましたが、使用料の算定期間である平成３１年度から３３年度までのものと比較しますと差があります。この差について自然増という表現をしていますが、接続家庭等の増加による収入の増加でこのようになっていますので、改定率の算定に含めるものではなかったのですが、前回資料においては含んでおり必然的に改定率も高くなっていたため、今回その内容について修正いたしております。赤で書いているところが前

回からの修正箇所です。上段の「(平成３１～３３年度平均)」は、前回資料では「(平成２８年度)」としていたところで、「８８５，３７２千円」は前回「８５５，２５０千円」、「１７２．８９円／㎥」はもともと「１６７．０１円／㎥」としており、これをもとに下段の改定後単価と比較して改定率を算出していたものです。改訂版においては、算定期間である平成３１年度から３３年度までの見込みの使用料単価をもとに、改定率を算出しています。

下段が少しわかりにくいですが、前回はＺ型で順に改定案１から４までとしていましたが、今回資料においては、改定率の高いものから昇順に並べ替えているため、改定案の番号を変えています。改定案４を例にとって説明しますと、改定後の使用料単価については、上段の方法で算定し、１７８．７４円で変わりません。上段の１７２．８９円と比較すると改定率が３．３８％となり、これに基づいて標準家庭使用料が２，８６９円になります。標準家庭使用料は、現行使用料体系の標準家庭使用料である２，７７５円に改定率の３．３８％を乗じたものです。その他の改定案についても同じように修正しています。

会長　資料４－２について説明がありましたが、ご質問やご意見はありませんか。

委員　使用料単価の計算式についてお尋ねします。使用料収入を年間有収水量で割ったもの、となっていますが、この数字は、使用料対象経費ではないのでしょうか。

下水道課長　この式は、歳入ベースで使用料収入が有収水量に対してどうかということで使用料単価を出しているものです。

委員　前回の資料が８５５，２５０千円で、こちらは使用料収入ですね。今回の資料の数字は、８８５，３７２千円で、この数字なのであれば、使用料対象経費ではないでしょうか。

建設産業部長　資料４－３をご覧いただけますか。

（Ｐ１）こちらをご覧いただくと、平成３１年度の使用料対象経費は、Ｄの欄になりまして、現行使用料体系での使用料収入はＥの欄の８８５，３７２千円です。

委員　現行使用料体系での使用料収入という言葉の意味するところは、本来使用料で賄うべき経費ということではないのですか。言葉の違いがわかりにくく、混乱します。

下水道課長　それでは、資料４－３をまずご説明します。

（Ｐ１）使用料対象経費ですが、これが、使用料で賄うべき経費、下水道の経費のうち一般財源で賄うべき経費を除いたものです。維持管理費分と資本費分で分けておりますが、合計欄Ｄが平成３１年度は９６７，４３１千円、合計が２，８９０，５４７千円です。その下の欄が現行使用料体系での使用料収入で、使用料改定をしなかった場合の収入見込み額が８８５，３７２千円となり、これが３か年です。使用料対象経費、使用料で賄うべき経費と、使用料収入との差を現行使用料体系での収入不足額と表現しておりますが、平成３１年度においては８２，０５９千円となります。改定案１、使用料対象経費を使用料で全て賄うとすれば、使用料収入は、使用料対象経費とイコールになり、

９６７，４３１千円となります。

委員　今回いただいたこの資料は、よく理解できたのです。使用料収入というのは、実際入ったものか、使用料対象経費なのか、その言葉の区別が私にはつきません。

下水道課長　資料４－２においては、表のＥの欄が実際の使用料収入となります。

委員　この金額について、前回資料では使用料対象経費と書かれていたように思います。

委員　前回の話だと、使用料対象経費でそろえて単価を算出し、いくら不足しているから一般会計から補填されているというような資料を提示するということになっていませんでしたか。

委員　前回いただいた資料３－２のＰ７の上段、下水道使用料回収率（算定期間）のグラフでは、使用料対象経費と使用料収入は明らかに別ですよね。平成２８年度の実績でいうと、使用料対象経費は８億８５００万円、実際の使用料収入は８億５５００万円となっています。８億８５００万円という数字は、今までは使用料対象経費として出てきていました。これが区別されないと、専門外なのでなかなか理解できません。
資料４－２で８億８５００万円という数字を使うのであれば、これは使用料対象経費としなければいけないのではないでしょうか。

下水道課長　資料４－２の上段、緑で囲んでいるところをご覧ください。このような式で改定後の単価を算出しています。改定後の単価と現行の単価をもとに改定率を算出しているのですが、現行の使用料単価とは何かというと使用料収入をその年の有収水量で割ったものが単価です。

委員　そうなると、この四角の上の数字は、８億８５００万円ではなく８億５５００万円になるのではありませんか。

下水道課長　平成２８年度においてはそうなります。平成２８年度の使用料収入は８５５，２５０千円、平成３１年度から３３年度までの使用料収入は３か年とも同額で８８５，３７２千円です。この差が３，０００万円ほどありますがこれは自然増で、使用者、顧客が増えたことによる使用料収入の増でございますので、この増額分まで改定率に含むのはおかしいということで、算定期間の使用料収入で算出しているものです。

委員　実際下水道事業を維持していくための金額というのは、上の金額、使用料対象経費合計なのですよね。これが、補填を受けないで、ないと困る金額ということでしょう。

下水道課長　そのとおりです。

委員　それを割ってはいけないのでしょうか。

下水道課長　委員がおっしゃったのが、私どもが示している改定案１の１００％回収するためには、というものの答えです。

委員　回収率と単価が動く理由がわからないのです。維持するための費用がこれだけ必要で、お金を回収する、しないというのとは別の話で、それを有収水量でいくらかとは違うの

でしょうか。平成２８年度についても収入で対象経費を割らないといけないのではないでしょうか。

下水道課管理係長　前回までの資料では、平成２８年度の単価をベースにした式だったのですが、今回の資料では、算定期間、平成３１年度から３３年度までの使用料収入の平均の数字を使っておりまして、その使用料収入が、平成２８年度の使用料対象経費と似た数字であるため、紛らわしかったと思います。

下水道課長　このベースが、もともとの単価がいくらなのか、使用料対象経費を回収するとすればどれだけの単価にすることが必要なのか、この差が改定率となります。

委員　もともとの単価に対して、一般会計がどれだけ補填していて、今の単価がこれです、というのであればわかるのですが、途中を省略されると全く分からなくなります。あるべき単価がこれで、何円分を一般会計から補填しているから、使用者が、今いくらで使えているのですよという話であるということですよね。

下水道課長　はい。下水道事業に必要な経費から、雨水に必要な経費や公費で賄うべき経費を除いたもの、これが使用料で賄うべき経費です。これが現状ではどうなっているのかというと、本来はこれを全て使用料で賄わなければならないのですが、現在不足分が発生しています。これは、公費として特別に繰り入れしてもらって運営を行っています。現行使用料体系での使用料収入が８８５，３７２千円で、この時の使用料単価が１７２．８９円です。この状態では、収入不足が生じていますので、これをいかに補うかということで、改定案を１から４まで提示しています。案１がこれを１００％回収するというもので、仮に案１で改定すれば、この部分を回収するには単価をいくらにすればいいのかということではじいたのが案１の改定後の使用料単価で、１８８．１５円です。１７２．８９円と１８８．１５円を比較したものが案１の改定率８．８３％です。

委員　使用料対象経費というのは、私費の全部をいうのですよね。

下水道課長　おっしゃるとおりです。本来、使用料対象経費と使用料収入はイコールにならなければならないのですが、今イコールになっていません。

委員　前回資料３－２の使用料収入８５５，２５０千円というのは、なんですか。

下水道課長　そちらは、平成２８年度の使用料収入です。資料４－２では、平成３１年度から３３年度までの平均値８８５，３７２千円としております。

委員　平成２８年度の実績が書いてあったということになれば、私の理解と違うものですから、この案に賛成も反対もできかねます。

下水道課長　再度ご説明します。使用料対象経費は、公費と私費により賄うべき経費にわかれています。本来、使用料で賄うべき経費は、使用料収入とイコールにならなければなりませんが、イコールではありません。これはどうしているかというと、特別に繰り入れをしてもらって運営をしています。望むべき形にするためには、この繰り入れてもらっている

分をすべて使用料で賄っていく必要があるということで示させてもらっているのが改定案です。この改定について１００％回収したいというのが事務局の思いではございますが、率が高くなれば市民負担が増えるということにもなりますので、案を４つお示ししたところです。

委員　私費で賄うべき経費の平成２８年度の金額を教えていただけますか。

下水道課長　８８５，１６０千円です。それに対し、使用料で賄えた金額は８５５，２５０千円です。ただし、今回、改定率の基準としているのは、平成３１年度から３３年度までの使用料収入で、８８５，３７２千円です。資料４－２Ｐ１でいいますと、私費で賄うべき経費はＤ欄、使用料収入がＥ欄で、収入不足額はＥ－Ｄ欄です。Ｄ欄を全て回収しようというのがＧ欄で、同様に回収率の変動に伴って収入見込み額を示しているのがＨ，Ｉ，Ｊ欄です。

会長　用語の使い方で難しいところがありましたが、ほかにはよろしいですか。

下水道課長　続けて資料についてご説明します。Ｇ，Ｈ，Ｉ，Ｊ欄については、それぞれ改定すれば不足額がこのようになっていきます、という表です。

（Ｐ２）各改定案の改定率ということで、現行使用料体系での収入から何パーセントあげないと、必要な収入にならないかということをそれぞれの改定案に応じて求めています。改定案１は、１００％回収で改定率が８．８３％、以下７．８５％、４．３６％、３．３９％となります。

（Ｐ３）これにより求めた標準家庭使用料がこちらです。グラフ中黄色で表現しているのが改定することにより変わる２０㎥使用者、一般標準家庭の使用料です。現行使用料は赤の２，７７５円で、改定案１では３，０２０円となり、現行とは月当たり２４５円の差が生じます。以下改定案２では２，９９３円、改定案３では２，８９６円、改定案４では２，８６９円となり、改定案のすべてについて全体の市の中での位置づけを示しています。従前、総務省基準として２０㎥３，０００円という金額をお示ししていましたが、税抜でしたので、税込３，２４０円を縦の赤い線で表現しています。改定案１～４のいずれにおいても総務省基準を下回っているというところであり、各市平均よりも下回っています。階層別の使用料単価を以前お示ししていたと思います。基本使用料の範囲を超えた分については使用水量によって単価が異なりますが、これに同率の改定率をかけたものとしてご理解いただければと思います。

（Ｐ４）これは使用料対象経費のうち維持管理費分を１００％回収するとして、資本費を何パーセント回収するとしたときに、収入不足がどのようになるかを示させていただいています。資本費１００％とした場合においては、改定率３．３８％で、Ｐ３で示したように標準家庭使用料は３，０２０円になります。

使用料で賄うべき経費は、すべて使用料で賄うべきであろうという考えで、１００％回収する改定案でいきたいと事務局としては考えております。市民生活への影響もありま

すので、改定に対して皆さんのご意見をいただきたく、案を示しております。１００％回収することでは、表にお示ししているように、２，７７５円が３，０２０円になり、２４５円月額が上がるということで、それに対して皆さんのご理解をいただきたいというのが趣旨です。

委員　資料４－２の使用料単価についてよろしいですか。使用料単価については、前回通り平成２８年度の使用料収入実績と有収水量で求めてはいかがでしょうか。使用料が上がるとなれば、使用者の皆さんは、今自分たちがどれだけの単価で使っていて、これからどうなるのかという比較をすると思うのです。標準家庭使用料も、現行の２，７７５円に改定率をかけて算出してあるので、ベースは現行の単価から何パーセント上がったかという考え方でいかないと、２，７７５円にかけるパーセンテージが違ってくるのではないかと思ってしまうのですが。

下水道課長　改定後の標準家庭使用料の考え方ですが、使用料を改定することによって使用料収入が変わります。それに伴って使用料単価がいくらになるのかということで出しています。使用料のところでご説明しましたが、もともとベースに基本使用料があり、超過水量ごとに単価が変わっていきます。これらに同率の改定率をかけたものとしてはじいたものが改定後の標準家庭使用料です。実際使っている人の量は変わらないということです。

委員　委員さんがおっしゃるように、現状単価がこうで、そこから何パーセント、と表現しないと使用者の方には伝わらないように思います。

委員　予想の金額で改定率を算出しているというところが気になります。

委員　まず平成２８年度の実績で単価を出して、不足額がいくら、だからこれだけ改定します、という論法でいかないと。

下水道課長　使用料対象経費は固定ではありませんので、平成２８年度からみると平成３１年度には若干膨らんできます。収入も、不足額も変わってきますので、算定期間の収入見込み額と比較することにしたものです。

委員　平成３１年度から３３年度までの金額は、予測の金額なので、その数字に信頼性があれば将来の金額を使って出してもいいように思うのですが、基準になる単価は実績を使用してもいいのではないでしょうか。

下水道課長　試算の出し方ですが、平成２８年度については実績で、それより後については、自然的に増の部分と投資的経費については今後の事業計画を見据えて事業を積み上げていっているところです。経費回収率で申し上げれば、資料３－２Ｐ７上段をご覧ください。平成２８年度は９６．６％ですが、算定期間になると９１．５％から９３．１％で推移していますので、ここと比較しても正確な数字が出ないため、将来の収入と支出を見込んで不足額を出し、算出しています。ここがずっと同率ならば、平成２８年度の実績をもって比較することも可能なのですが、率が変わりますので事業投資や地方債の返還状況や維持管理の増など、割合が違うということで平成３１年度から３３年度までの具体

的な事業計画と試算に基づいた収入について、試算し、どう改定するかになります。

委員　過去３年間の実績の平均と比較すると話が変わってくるのでしょうね。

下水道課長　算定期間内の事業の積み重ねがあり、全てイコールにはなりませんので、このように算出しております。

会長　資料、用語、考え方でほかにご意見はありませんか。使用料収入を年間処理しなければならない水量で割った数字が１７２円になりますということですか。

下水道課長　算定期間の使用料収入の予定金額を有収水量、汚水量で割ったものが１７２円ということになります。なぜ改定率で提示しているのかというと、古賀市においては、基本料金が２か月で２，０００円、超過使用料が水量に応じて１１０円、１２０円と使えば使うほど単価が高くなる制度を採用していますので、何円上げるということではなく、それぞれの単価に改定率をかけたものが新たな単価ということになるためです。とはいえ、端数が出てきますのでそちらについては調整させていただければと思います。

委員　今回の資料は大変わかりやすかったのですが、どうしてもわかりにくいのが「収入不足」という言葉です。資料３－２Ｐ８を見ても、今回の改定案というのは、一般会計の基準外繰入を解消するというのが趣旨であろうと思うのですが、今お話しいただいているのは、使用料の対象経費から使用料収入を引いてその不足分を回収しようということだろうと思うのですが、これがどのように異なるのかわからず、混乱しています。

下水道課長　使用料収入として賄うべき経費があり、それに対して使用料収入があって、その差額について、不足額という表現をさせてもらっています。それは、資料３－２Ｐ８の基準外繰入とイコールだとご理解いただければと思います。下水道事業の運営にあたり、赤字補填をしてもらっていますので、その赤字補填額をなくしていきたいというのが改定案の考え方です。このグラフに現行、案２とあって、その間に案１・３・４とありますが、基本的には、案２で事務局としてはいきたいと考えております。今回資料においては案１としているものですが、この資料において一番右にあるものがあるべき形かなと思っておりますが、お示しした改定案がどのように市民生活へ影響していくかということについてもご意見を伺いながら、１００％回収することの影響が大きすぎる、少しパーセンテージを落として、というご意見であれば、真ん中の案になります。この場合は、１００％回収はされませんが、基準外繰入をもらいながらなんとか運営をしていくということになります。

委員　もう一点よろしいですか。使用料単価の計算方法の有収水量について、５，１２１千㎥で、一定なのはどうしてでしょうか。この数字は動かないものなのでしょうか。

下水道課長　使用料収入は上がっていっておりますので、本来は上がっていくものだと思います。古賀市の現状として、人口は微増ですが、世帯数が増えており、基本使用料の水量をお使いの家庭が増えています。月８㎥までは、５㎥使おうが７㎥使おうが同じ使用料です。その水量をお使いになる家庭が増えていることもあり、年間有収水量としては、この数

字を採用しています。

会長　　ほかにご意見等はございませんか。

下水道課長　今回、改定率ということで一律を単価に乗じてご説明してきました。古賀市の使用料体系ですが、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄのご家庭が仮にあるとします。Ａ家庭は基本使用料のみ、Ｂ家庭は基本使用料と超過分単価１１０円が加算された使用料、Ｃ家庭は、基本使用料と、単価１１０円、１２０円が加算された使用料、Ｄ家庭はさらに水量が多いところでの使用料である場合。社会福祉的に、独居老人が増えてあるので、基本使用料を少し落としましょうとした場合に、基本使用料は、全家庭にかかっていますので、率を回収しようとすれば、超過使用料の単価が大幅に上がるという構造になります。このバランスについては改定の際に、事務局にお任せ願えればと思っております。基本使用料１０円値上げをやめようということになれば、必然的に上の階層に全て跳ね返ります。

会長　　水量が少ないところの単価を下げれば多いところの負担が増えるということですね。

下水道課長　水量が多いところのみ上げても回収が追い付かないということもあります。
また、単価に例えば改定率３．３８％をかけても円で止まらないので、端数の調整の仕方はお任せいただければと思っています。配分の方法についても、独居老人の方が増えているので、あまり上げないでほしいといったご意見があればお伺いしたいと思います。

会長　　算定期間についても、現在の世帯数と現在の規模で推移するという前提ですね。

下水道課長　そうですね。ただし、人口の増加というよりも、有収水量でいえば構成は若干変わってくるだろうとは思います。

会長　　ここに事務局から改定案を４つ出してもらっていますので、その中でどの案を採用するか決めていくことになります。

下水道課長　市の方としては、１００％回収する案でお願いしたいと考えております。基準として４案お示ししておりますが、さらに５案目といいますか、資料４－３Ｐ４に維持管理費を１００％回収し、資本費を１％刻みで回収していった場合の標準家庭使用料の金額をグラフにしています。

委員　　Ｐ３を見ていて思ったのですが、福岡市と北九州市が極端に安いですね。人口比率など、なにか理由があるのでしょうか。

下水道課長　政令指定都市ですので人口密度が高く、そのため管渠の一人当たりのメーター数が少ないこと、また、福岡市などは横ではなく上に伸びますので管渠が少ない中で受益の方は増えるということになります。そういった点で、処理場に対するスケールメリットがある大都市の方が有利であるということは言えるかと思います。逆に使用料が高いところは、比較的小規模で分散するような形をとっているということが影響してきています。

委員　　今の改定案で一番高い改定率が８％ですが、法人ではだいたいどのくらい上がることに

なりますか。

下水道課長　ざっくりとした試算にはなりますが、単価を均等に上げた場合で、１００万円の使用料であれば、それに８％をかけた値が増になります。

委員　均等にしない可能性もありますよね。

下水道課長　そういったところについてご意見をお聞きしたい部分もありまして、提示している改定案は、全て均等に上げるケースです。

委員　先ほど、事務局にお任せいただきたいと説明があったのは、そういうことも含んでいるということですか。

下水道課長　はい。配分について、ご意見があればあわせてお伺いしたいと思っています。現状においても重加算をとっていますので、ここにさらに加算ということになればかなりの負担になります。その方針についてもお示しいただければと思います。

委員　平成３１年度から消費税が上がることも考えれば、１０％以上上がることになりますね。使用料の改定は消費税増税後になるのですよね。３か年の算定期間というのは、平成３１年度から３３年度までこの単価でやってみて、またそのあと単価を置きなおすということですか。

下水道課長　今回算定期間を平成３１年度から３３年度までとして試算しています。しかし平成３０年度においても赤字は発生してきます。議会のスケジュール等も関係してきますが、平成３０年度中の改定を考えています。改定しようとなれば、まずは議会の議決をもってどれだけ上がるかというのが決まります。周知期間が必要ですので、タイムラグはありますが、平成３１年度の収入からは反映されます。

会長　ほかにご意見はありませんか。

委員　今の考え方でいくと、不足分を補いたいということで、汚水処理原価と使用料単価の相違、１㎥あたりでも２０～３０円違ってきますよね。単純にその不足分を全て回収できるように改定するかというと、ほかの委員からもご意見がありましたように厳しい面はあると思います。消費税も８％から１０％に上がる時期です。不足分を基準外繰入から赤字分を何とかするということでは、下水道会計としての不備というものは考えられると思います。当然上げるべきものは上げていいと思いますが、一般市民のことも考慮すべきだと思います。核家族化で一人世帯が増えてきているのは事実ですので、基本使用料を上げることは致し方ないと思うのですが、弱者救済という視点も含ませながら値上げしていくことも必要ではないでしょうか。

資本費関係では、設計額で必要経費を計上しておられると思うのですが、工法等を見直すことにより金額を軽減できることもあると思いますので、資本費分は９５％程度でいいのではないか、一方、維持管理費は当然１００％回収すべきであると考えております。

会長　基準外で市の一般会計から繰り入れている部分を少なくせざるを得ないのはどうしよ

うもないことですね。今のままでいけば、一般会計のほかのところを辛抱しないといけなくなるということですから。

委員　今回の資料で改定案１から４を挙げていただいていますが、これは、事務局としては１の方から優先したいということでしょうか。

下水道課長　運営面からいって不足分はあるべき形ではないと思っていますので、案の１からが、とは考えております。

会長　そうは言いましても、維持管理費１００％、資本費１００％については皆さんすぐにいいですよとは言い難い気もしますね。

委員　会長としてはいかがですか。

会長　一般の市民の方というのは、一般会計から繰り入れているということについて、あまり抵抗感がなくて慣れていらっしゃる、それを０にしないということになれば、一般会計の何かを辛抱しなければならなくなる。その点は、責任ある行政が、私たちも含めて、ある程度この辺がいいのではないかと考える必要がある気がします。そうだからと言って１００，１００ということになれば使用者の皆さんの批判は出るでしょう。理屈はそうでも、払う方になればうまくはいかないし、標準家庭でいえば月に３００円程度、消費税が上がればさらに上がるということですから、皆さんとしても、この程度であれば辛抱できるかなというところがあるのではないかと思いますね。
あと一点申し上げますと、Ｐ３を見ると、結構古賀市は頑張っているなとは感じます。ほかの市の状況を見ても、３，０００円の基準のラインと比較しても低いので、使用料を改定しても納得してもらえるような数字になればいいのではないかと思います。

委員　改定案１でも総務省の基準より下ですからね。

会長　改定案１となれば、改定率８％となると少しおっと思われるでしょうね。

委員　今後の人口の減少や少子高齢化に伴う使用水量の減少、税収の方の減少もあるでしょうから、早めに手を打っておいた方がいいと思います。事業所の方には酷な話になりますけれども。

会長　事業所は相当な金額になりますね。

委員　そうですね。赤字が膨らんでいく前に手を打っておくというのがいいと思います。下水道の役割というのは大きくなっていますので。

下水道課長　前回の答申を以前参考資料としてお見せしていましたが、使用料で賄うべき経費のうち、維持管理にかかる経費については１００％、資本費分は、当時においては９０％の回収で、改定率は７．３％ということで答申が出されております。
資本費については発注の形態等も見直すことで若干削減することが必要だろうというご意見だろうと思います。Ｐ４に示しているのが、維持管理費１００％回収したとして、資本費分の回収率の％ごとに収入不足額と標準家庭使用料を示しています。委員の言わ

れていた資本費９５％は、改定案３になりますが、収入不足額は１１８，６９３千円、この時の標準家庭使用料は２，８９６円で、現行より１２１円上がります。

会長　具体的に１～３案まで出てきていますが、ほかの委員の方ご意見はありませんか。
市にお願いしたいのですが、答申を出した際には、着実に実行してほしいと思います。先延ばしにすればするほど、赤字の解消は難しくなってくると思うので、少々のことがあろうともやっていくのだという覚悟を市の執行部には持っていただきたいと思います。こういったことは市民の方には言いにくいことだとは思うのですが、理解していただきながらやっていかなければなりませんので。財源がどこかからか出てくるという認識ではなく、どこかから出てくればその分だけどこかが減っている、どこか別のところに回すべき財源がこちらに来ているのですから、下水道事業への繰り入れはあって当たり前のものではないというのをわかってもらって、それを使用料で賄えれば、一般会計のほかのところに回せるのだというＰＲは必要ではないかなと思います。値上げするとなるとどうしても金額に注目してしまいますから。
そのほかに、この場で言うことではないのかもしれませんが、古賀市のマスタープランで、収入が増えるような施策というのはあるのでしょうか。

下水道課長　古賀市においては、収入増といいますか、未開発であった玄望園地区であるとか、新原、今在家地区への企業誘致をマスタープランで示しています。来られた企業の方が下水道を使用することになれば、新たな収入ということになります。
使用料の件につきましては、前回の答申にも改定率が出ていること、具体的な改定率をお示しいただければと考えています。次回につきましては、答申の案を示させていただければと思っており、その後に、文言の修正等のみで最終の答申をまとめるということでお願いしたいと思います。そのためには、今回、皆さんのお考えを出していただければと思います。

会長　あとは数字の問題ですね。今日の会議の中で、具体的に４案ありますけれども、この率で答申をまとめてはどうかという案を出したいと思います。市民の方から見て、このくらいだとやむを得ないかなというところがあるだろうと思います。

委員　私の意見は、改定案１です。条件として、一律に改定率をかけるというのは厳しいかと思いますので、下水道使用料体系の見直しをお願いしたいと思います。負担が重すぎるところは軽くなるように、また、事業所にも配慮するという形で使用料体系を見直すということと、一気に負担が増えるようなところには個別に対応することも可能ではないかなと思っております。

委員　直近の使用料改定はいつですか。

下水道課長　平成２１年に答申をいただいて、実際の改定は平成２７年度に行っております。

会長　平成２１年度の審議会においては、何パーセントの改定を、ということで答申して、その改定は２７年度に実施しているということですね。それは少し時間がたちすぎです

ね。

委員　それは議会の関係ですか。

会長　あまり嫌われるようなことを言いたくないといいうことはあるかもしれませんね。答申を出す際には、ある程度具体的な数字を出さないと、全てお任せしますというわけにはいきません。ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

委員　個人的な気持ちでは改定案３ですが、回収のことを考えると、改定案２であれば、収入不足額も色々な対策を打てば不足分を解消できる要素を含んでいるのではないかと思います。不足額を月額にすると６０～７０万円ですので何とかなるのではないかと思います。

委員　下水道の料金は、水道の料金の何割、という風に決まっているのでしょうか。

下水道課長　比率については現在資料を持ち合わせておりませんが、そのような計算方法にはなっておりません。別の会社であるとお考えいただければと思います。ただし、どれだけ下水道を使ったかという使用量を求めるのに水道の使用量を使っています。

委員　いままで、下水道使用料は上下水道料金の６割かなあ、などという考え方をしていましたが、今回委員になって計算の方法が違うということはわかってきました。

下水道課長　昔はそのような比率で話をしていたこともあったようです。水道料金の５０％が下水道使用料となっていればわかりやすいのでしょうか、そうはなっていません。下水道は、公共用水域の水質改善に寄与するなど社会的貢献性が若干強いため、一般会計からの基準内繰入が認められているというのが水道と下水道の大きな違いだと思います。

委員　今回下水道について使用料改定をして、水道もこの後諮問があるということですが料金を上げるということになるのでしょうか。

水道課長　水道の事務局から少しご説明します。水道も下水道も基本料金がありまして、使った水量に応じて単価をかけて、ということになるのですが、水道料金も下水道使用料と同じように使えば使うほど単価が変わっていくことになります。どこか特定の水量であれば割合も出るのですが、一律に水道下水道で何パーセントずつとはなっていません。上水道にしても下水道にしても使った水量に応じて計算して、一緒に請求しています。

委員　下水道は、使った水量を図るということができないのではないですか。

水道課長　おっしゃる通りです。下水道は、流した水を量ることができないのでそのベースになる水量は水道の水量になります。

会長　上水をたくさん使えば下水もたくさん使ったことになるということでしょう。

水道課長　はい。単価が異なりますので、単純に何倍ということにはなりません。上水道を使った量で下水道にそれだけ流しているということで、そのように計算しています。また、水道の料金の話ですが、下水道の答申が出てから諮問させていただきたいと思います。

委員　水道も、下水道も使えば使うほど料金が増えていくということになるのですよね。

下水道課管理係長　使った量についての考え方はそのような考え方で、水道を使った分を下水道でも流したという量の考え方があるのですが、料金表自体は全く別ですので別にお考えいただければと思います。

委員　請求が一緒に行くから同じように考えてしまいますね。

水道課長　請求を一緒に行っているのは、私どもの事務手続の簡素化もありますが、郵送料等が安くなる面もあります。

会長　ほかに具体的にご意見はございませんか。

委員　一主婦としましては、下水道事業の経営の健全化を目指すということであれば、やはり使用料で全て回収を目指すという考え方がいいと思います。ですので、改定案１がいいと思うのですが、使用料の増収を図るためには、企業誘致の促進や新たな使用者を確保する取り組みもお願いしたいと思います。

委員　私も主婦ですので、その点からいくと、改定案３がいいと思います。改定案２と改定案３の中間ぐらいの案があればいいなという思いだったのですが、平成２７年度にも改定が行われていて、そこから２年ほどしかたっていませんので、市民感覚として、早いなという意見も出てくるかなと思いました。しかし、この収入不足のところと、資料で見える化をしてあるところは説得力があるので、これで説得していただければ、改定案２でもいいのではないかと思います。前回の改定率が７％だったということで、それからいくと改定案２でいいかなと思います。

委員　維持管理費分は受益者負担なので、これは当然１００％でいいかなと思っているのですが、資本費については私も悩んでしまって、青柳・小竹の開発をするのに平成３１年度から３７年度までの地方債の発行額が増えているなと、今回の資本費にどういった風に入り込んでいるかはわかりませんが、特定の場所の事業費による資本費の増加がここに影響するのであれば、既存の利用者にとっては、あまりそれによるメリットはないかなと思います。ただし、センターの処理能力に余裕があるということですので、効率的にはなってその分コストは下がるのかもしれませんが、それよりも使用料が上がるダメージの方が大きいのかなと思います。公益性の高い事業を行うことによる事業費の増加の分は、基準外繰入でも持ってきてもいいのかなという気は、少ししています。そのため、気持ちとしては改定案３なのですが、これだと少し足りないような気もして、維持管理費が９５％というのは気になるのですが、改定率としては改定案２ぐらいがいいのかなと思います。

会長　ほかにございませんか。
委員の中で多数決というのもなかなか難しいと思いますので、少し意見を出していただいて、落ち着くところに決めていければと思いますが。

委員　皆さんのご意見の中で、改定案２と改定案３とで悩まれているようですが、資本費の回収率が９５％というように区切られています。ここを９７％くらいに上げるとか、そう

いうやり方もあると思います。それによって基準外繰入額を少しでも減らすという方法もあります。市の方として、資本費を１００％回収できなくても、どの程度までであれば可能かということを検討されてもいいのではないかと思います。資本費分の回収率を必ずしも５％で区切る必要はなく、９７％、９８％としてもいいと思います。

下水道課長　事務局から改定案を１から４までお示ししていますが、その中で維持管理費を９５％としていたり資本費を９５％としていたりしていますが、それはあくまで数字の参考にご覧いただければと思います。資料４－３Ｐ４に維持管理費１００％回収で資本費の回収率を変えた表をお示ししています。改定案１では８．８３％のままですが、例えば改定案２の維持管理費を１００％回収として、収入不足が同様に発生した場合には、標準家庭使用料が２，９９３円で、グラフの２，９９５円の少し手前あたりになりますので、資本費９９％を少し切る回収率になります。改定案３については、資本費９５％ですので４．３６％のところ、改定案４ではさらに下の方で回収率９４％を少し切るくらいのところになります。案２と案３の中間的な位置づけが望ましいというご意見もありましたが、案２は９９％を切るあたり、案３は９５％でございますので、その間ということであれば、９７％であるといったようなことになると思います。

会長　現在、改定案を４つ示していただいていました。それぞれ区切りの数字でまとめてありましたが、案２と案３の間で元の数字にこだわらずにこちらで数字を提示してよろしいですか。

下水道課長　かまいません。

委員　私は、維持管理費は１００％回収すべきだと思います。資本費をある程度考慮してもいいかなと思います。そのなかで、必ずしも９５％という数字にはこだわらず、不足額から考えても９７％や９８％として、しかし１００％というのは工事の金額が減額になることも考えられますので、９７％、９８％程度がいいのではないかと考えます。

委員　Ｐ１の使用料対象経費の合計のところ、Ｄ欄の金額というのは高めに見積もられているのでしょうか。そうなのであれば、改定率も少し下げて考えられるように思うのですが。

下水道課長　高め、安めというのは申し上げにくいのですが、現在の条件を反映しています。

委員　このくらいはかかるという認識でよろしいですか。

下水道課長　ただし、委員のおっしゃるように設計の中身を精査するとなれば工夫できるところもあると思いますが、それがいくらになるかというと、確実には言い難いというところです。

委員　このＤ欄の金額を下げることによって改定案２や３に近づけることができればいいですね。

下水道課長　経営改善を進めていますが、現状のままでそれが１００％終わっているとは考えていません。他の市町村の事例も参考にしながら取り組みは進めていかなければならないと思いますが、それが具現化していないので、そのあたりの数字が反映されていないものに

なっています。

会長　ここですこしまとめてよろしいですか。

維持管理費を何パーセント、資本費を何パーセント回収と、ご意見が出ましたが、受け取る市民の方からしたらまとめた数字しか見られませんので、このような数字になったのだなという受け取り方をされると思います。説得する材料としては、具体的な数字で出したほうがいいと思いますので、改定案３の維持管理費１００％資本費９５％回収という案のパーセンテージを上げて、納得のいく数字にするというのもいいような気がしますが、事務局としてはいかがですか。維持管理費は１００％回収がいいように思いますね。資本費９５％にこだわりはありますか。

下水道課長　維持管理費は１００％回収が望ましいと思います。資本費については、基準でお出ししていたのみですので、９５％でということは特にありません。委員の皆さんから様々なご意見が出て、改定案２と３の中間あたりが、というご意見が多かったように理解しております。改定案１のご意見もありました。

委員　料金体系の見直しというのは、ここにはありませんが、工夫はできるのでしょうか。それが可能なのであれば、必ずしも１００％としなくてもという感じがします。

下水道課長　料金体系の見直しというのは可能です。ただし、企業の使用料単価が上がっていけば、使った水を下水道に流すのではなく、企業努力の中で循環水を使用する施設を設置したほうが効果的であるということになり、その企業の水量が減って、その分の使用料もなくなってしまうことにもなりかねません。そういった点も甘受しながらやっていく必要があろうかと思います。単価の構成を考えると、下の方を下げると、上の区分の単価が予定より上がってしまうため、試算をしながら考えていきたいと思います。また、近年大口の利用者の使用水量は下がってきておりまして、単価が上がれば、さらにその傾向が加速するということも考えられます。単純計算では、率を上げればその分回収できますけれども、実態ではそうはならない、ということもあると思いますので、それも見据えながら、また、ご意見にありましたように、独居の方のことであるとか、社会保障的なところもありますので、バランスをとっていく必要があると思います。料金体系については、市の方でそのあたりに配慮しながらやっていきたいと思いますが、なかなか難しい面がございますので、ご理解いただければと思います。

改定率については、維持管理費は１００％でご納得いただいているかと思いますが、資本費については９５～１００％の間でご意見がまちまちですので、解釈として、例えば収入不足額としてお示ししているところをご覧いただいて、資本費の率を具体的にお決めいただければと思います。改定案２を仮に維持管理費１００％に変更した場合、資本費の回収率は９８．９％となりますし、その他に、９８％と９９％の間で、収入不足額を３，０００万円として資本費を工夫で何とか削減するという方策も考えられますので、再度ご検討いただければと思います。

委員　今の課長の意見ですと、年間１千万円であれば、行政の努力で回収というか、その分の支出を軽減できるというとらえ方でよろしいですか。年間１，０００万円は削って、その残りは１００％回収するというように持っていってはいかがでしょうか。そのような考え方でいけば、改定案の１に近い条件になるような気がします。

委員　私も、維持管理費は１００％、ほかの委員さんのおっしゃるように資本費も工夫すれば限りなく１００％に近いところまで回収できるように思います。

下水道課長　年間１，０００万円の削減については、鋭意努力するという範囲として、基本的には、１００％回収というのが目的でございますので、使用者の方にご負担いただくとともに、行政の方も努力していくように、というご意見として受け止めたいと思います。

会長　まとめますと、改定案１の改正案として、維持管理費は１００％回収し、不足額を年間１，０００万円に抑えて、改定率を求める、ということでよろしいですか。

委員　それが妥当だと思います。

下水道課長　それでは、改定案１と３の間で、収入不足額を３年間で３，０００万円に抑える、資本費の改定率は９８％から９９％までの間でまとめるということでよろしいでしょうか。

会長　みなさんこれでよろしいですか。

下水道課長　確認をさせていただきます。率については先ほど申し上げた通り、料金体系についてもそれに伴って検討すること、今後の市の発展や使用者の新規開拓について下水道だけではありませんが開拓に努めるということ、会長からご意見があったように改定についてはスムーズに進めて、必要な時期にまた改定を実施するということ、というご意見ということでよろしいでしょうか。

会長　はい。

下水道課長　それでは、そのような形で答申案をまとめたいと思います。

会長　ほかに、言い足りなかったということはございませんか。

委員　ありません。

会長　事務局の方で、努力していただいて、まとめていただければと思います。

３．その他連絡事項

会長　それでは、その他連絡事項ですが、次回は８月２９日で、その時には答申の案を見ていただいて、これでいきましょうというところまで決めたいと思います。よろしくお願いいたします。市長に答申として出すのはいつごろになりますか。

下水道課長　次回の８月２９日に、案としてご提示したものをご覧いただいて最終的に承認していただく形になろうと思います。答申の日なのですが、市長、副市長の日程の都合上、まことに勝手ながら、９月の１４日１１時ごろから又は１５日の９時からのいずれかでお願いできればと思います。

会長　これはそんなに時間はかかりませんか。

下水道課長　市長に答申を渡して、それに基づいて市長からも話があると思いますので、１時間程度だと思われます。

委員　１４日は都合が悪いです。

会長　それでは、１５日にしましょう。

下水道課長　この日において、下水道分の答申を行い、あわせて、水道の方から市長を通じて、同じ時間の中で、諮問をしたいと考えております。

会長　９月１５日（金）午前９時から、答申をして、上水道についての諮問があるということですね。諮問後、どうするかという話になりますか。

水道課長　水道課から事務連絡をいたします。９月１５日に下水道分について答申ということで、何度も出てきていただくのもお手数ですので、あわせて水道課部分の諮問をさせていただきたいと思います。この分の審議については約４回程度予定しておりまして、年内のうちに答申をいただければありがたいと考えております。

水道課管理係長　水道課部分の諮問に係る審議について、第６回審議会の日程調整をお願いしたいと思います。９月１５日については諮問のみとし、水道課部分の審議会については９月末ごろから開催いたしたいと考えております。第６回審議会の事務局案としては、９月２７日（水）、２８日（木）のいずれかでお願いできればと考えております。時間は、午前でも午後でも構いませんが、今までは概ね午前９時３０分からの開催でしたので、よろしければそのお時間でいかがでしょうか。

委員　両日ともに都合が悪いです。

水道課管理係長　それでしたら、９月２２日（金）もしくは、９月２５日（月）であれば、事務局としては可能です。

委員　２２日の方がいいです。

会長　それでは、９月２２日（金）午前９時３０分からといたしましょう。資料は事前にお見せいただけますか。

水道課管理係長　９月１５日の諮問の日にお渡しできればと思っております。現在資料を作成中ですので、このような資料が欲しいといったようなご要望があればご準備いたします。

会長　ほかに連絡事項はありますか。

下水道課管理係長　次回の会議につきましては、会議室が異なりますので、一つ下の階の中会議室にお集まりいただければと思います。また、今回の会議に伴う報酬等については、８月２３日に口座に振り込み予定としておりますので、ご確認いただければと思います。第５回会議の資料については、答申案となりますが、今回の議事録の案とともに郵送させていただきます。事務局からは以上です。

会長　次回は、８月２９日火曜日９時３０分からです。それでは、これで平成２９年度第４回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了いたします。ありがとうございました。